

掲載内容

第1章

相続発生後でもできる相続税対策とは

- 1 相続税の課税方式
- 2 遺産分割の方法によって異なる相続税
 - (1) 遺産分割次第で相続税等が軽減される理由
 - (2) 相続人の所得税の軽減

第2章

相続開始から1年以内に行う相続手続

- 1 死亡から相続税の申告期限までの手続等
（死亡～7日以内）
 - (1) 死亡届
 - (2) 公的年金
 - (3) 埋葬料又は葬祭費の請求手続
 - (4) 葬儀
 - (5) 生命保険金即日払い
- 2 遺言書の有無による相続手続
（～3か月以内）
 - (1) 遺言書がない場合の遺産分割協議
 - (2) 遺言書の検索
 - (3) 遺言書がある場合
- 3 遺言書の検認と贈贈の放棄
 - (1) 遺言書の検認
 - (2) 贈贈の放棄
- 4 法定相続情報一覧図
 - (1) 法定相続情報証明制度の概要
 - (2) 申出手続
- 5 貸金庫の開封と内容物の取り出し
 - (1) 開屏
 - (2) 事実実験公正証書
 - (3) 遺言執行者による開屏
- 6 預金の仮払い制度
- 7 相続人の三つの選択肢
 - (1) 相続の承認
 - (2) 相続の放棄
 - (3) 限定承認
- 8 税務上の届出書
 - (1) 被相続人及び相続人の所得税又は消費税の税務上の手続
 - (2) 受贈者が死亡した場合の贈与税の申告書
- 9 準確定申告（所得税・消費税）
（～4か月以内）
- 10 根抵当権の登記（～6か月以内）
- 11 特別寄与料の請求
 - (1) 特別寄与制度の概要
 - (2) 課税関係
- 12 相続税の納税猶予（～8か月以内）
 - (1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予
 - (2) 農地等についての相続税の納税猶予
- 13 遺産分割協議書の作成（～10か月以内）
 - (1) 審判・調停
 - (2) 遺産分割協議が調わない場合の税務上の不利益
 - (3) 「申告期限後3年以内の分割見込書」
 - (4) 3年経過後においても分割協議が調わない場合
 - (5) 遺産分割協議書の作成
- 14 相続税の申告
 - (1) 相続税の申告書の申告期限と納付期限
 - (2) 相続税の申告期限までに遺産が分割されない場合の相続税の申告
 - (3) 遺産が未分割である場合の相続税法の特例適用関係
- 15 「延納」又は「物納」
 - (1) 延納
 - (2) 物納
- 16 遺留分侵害額請求（～1年以内）

第3章

具体事例にみる相続税等の軽減対策

はじめに

1 配偶者に対する相続税額の軽減（相税19の2）

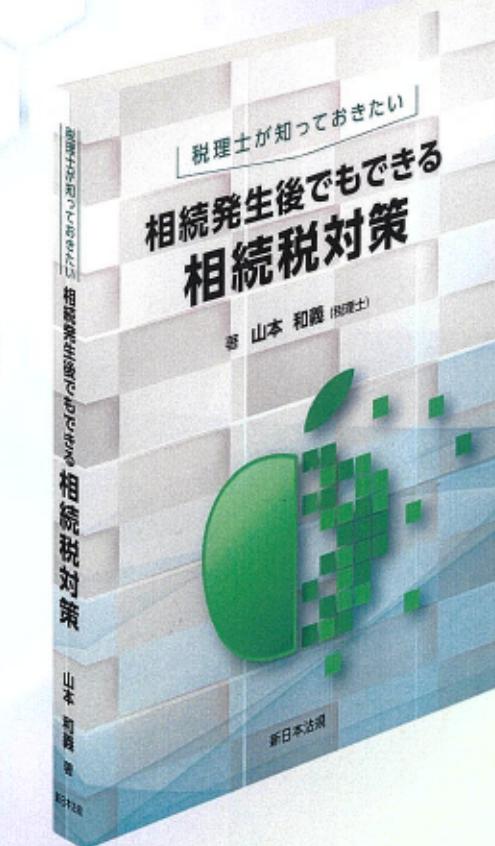
- [1] 配偶者が全ての財産を相続することが有利な場合は
- [2] 第二次相続開始まで相当の期間があると予想される場合は
- [3] 残存配偶者の固有の財産が多い場合は
- [4] 同年中に第二次相続が開始した場合は
- [5] 入院中など近い将来、配偶者の相続開始の確率が高い場合は
- [6] 未利用の土地などの値下がりする財産のある場合は
- [7] 預貯金などの消費する財産のある場合は
- [8] 同族会社に対する貸付金がある場合は
- [9] 配偶者居住権を取得することが有利な場合は
- [10] 代價分割による相続をすることが有利な場合は
- [11] 未分割遺産となっている居住用不動産のある場合は
- 2 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相特9の4）
 - [12] 特定居住用宅地等の適用を受けることができる者は～別居配偶者がいる場合～
 - [13] 特定居住用宅地等の適用を受けることができる者は～「ななき子」の場合～
 - [14] 1筆の土地に異なる利用用途の複数の建物が存する場合は
 - [15] 生計一親族の貸付事業用宅地等のある場合は
 - [16] 新たに貸付事業の用に供された宅地等のある場合は
 - [17] 特定同族会社事業用宅地等として相続することが有利な場合は
 - [18] 複数の者が小規模宅地等の特例の適用を受けることができる場合は
 - [19] 小規模宅地等の特例の適用を受けることができる宅地等が複数ある場合は～限度面積調整後の1m当たり最も減額される宅地等は～
 - [20] 小規模宅地等の特例の適用を受けることができる宅地等が複数ある場合は～限度面積の調整が必要な場合～
 - [21] 小規模宅地等の特例の適用を受けることができる宅地等が複数ある場合は～限度面積調整後の1m当たりの減額金額が最も大きくなる宅地等を選択することが常に有利とはならない場合～
 - [22] 相続税の申告期限までに居住用不動産を第三者に賃貸する場合は～居住継続要件～
 - [23] 共有で相続した土地の一部を相続税の申告期限までに譲渡する場合は～保有継続要件・一部譲渡～
 - [24] 承継した小売業を相続税の申告期限前に法人なりをし、相続した不動産をその法人に賃貸する場合は～事業継続要件・法人なり～
 - [25] 相続税の申告期限前に飲食業から小売業に転業した場合は～事業継続要件・被相続人の事業の全部転業～
 - [26] アパートとその敷地を別々に相続した場合は～事業継続要件・アパートの建物のみの相続～
 - [27] 親子間における土地・建物の賃貸借があつた場合、賃借人である子がその土地・建物を相続した場合は～事業継続要件・相続人にに対する賃家の相続～
 - [28] 特例対象宅地等を相続した者全員の同意が得られていない場合は
 - 3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（相特70の7の6）
 - [29] 後継者が相続するも、納税資金の確保が困難なことから相続税の納税猶予を選択する場合は

●内容を一部変更することができますので、ご了承ください。

相続税は、
相続発生後でも軽減
できる！

税理士が知っておきたい 相続発生後でもできる 相続税対策

著 山本 和義（税理士）



◆遺産分割の工夫と税務特例の有利選択で相続税を軽減する方策を示しています。

◆第3章では、実務において遭遇する頻度の高い事例を取り上げ、計算例を用いて詳しく解説しています。

◆相続税の分野で豊富な経験と専門知識を持つ税理士が執筆した確かな内容です。

B5判・総頁 276頁

定価 4,070円(本体 3,700円)
送料 460円

0120-089-339 受付時間 9:00～16:30
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 3,740円(本体 3,400円)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



そのため、共同相続人間で協力し合って遺産分割協議を調えることが重要となります。

2 遺産分割の方法によって異なる相続税

(1) 遺産分割次第で相続税等が軽減される理由

相続発生後でも、遺産分割次第で相続税等が軽減される理由は、主に以下のようなものです。

ア 相続税は次の世代へ財産が承継されるときに課される

相続人に配偶者がいる場合には、配偶者が相続しても、法定相続分又は1億6000万円までの相続であれば、配偶者の税額軽減の適用を受けることによって納付する相続額は生じません。

そのため、今回の相続で納付税額を最も少なくするために、配偶者が法定相続分又は1億6000万円以上相続することです。しかし、その配偶者が死亡した際には、相続した財産とその配偶者固有の財産に対して相続税が課されます。

相続税は、親の世代から子の世代へ財産が承継される際に課税される税金と考えることができます。そのため、第一次相続（例えば、夫の相続）と第二次相続（妻の相続）の通算相続税の軽減を考慮した遺産分割を行うことがポイントです。

また、第二次相続の配偶者の相続発生までの時間を活用した相続対策を実行することで、通算相続税の軽減を図ることができます。

イ 相続税法上の特例措置を受けることができる者が異なる

小規模宅地等の特例に代表される相続税法上の特例措置や、納税方法の特例などについては、誰がどの財産を相続するかによって特例適用の可否や特例の適用内容が異なります。

① 特定事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた一定の宅地等は、その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限まで引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいることなどが要件とされています。

そのため、被相続人の事業を承継した者がその事業の用に供されていた宅地等を

車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等で、その法人の役員である被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した場合など一定の要件を満たす場合には、その宅地等について、400m²までの部分について80%減額された金額が相続税の課税価格となります。

しかし、その法人の役員でない者が相続すると、貸付事業用宅地等としての特例の対象となり、相続した宅地等については、200m²までの部分について50%減額された金額が相続税の課税価格となります。

③ 物 納

相続財産のうちに、普通借地権が設定されている「貸宅地」は、一般的には収益性が低く、地主が自由に活用することができません。しかし、「貸宅地」の相続税評価額は、自用地の価額から借地権割合を控除した残額として評価されるため、処分可能な価額よりも高く評価されることがあります。

そのため、その「貸宅地」を物納によって処分したいと望まれることがあります。物納申請財産のうち、不動産は第一順位とされているため貸宅地でも物納は可能ですが。

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限っては、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に物納が認められています。

金銭納付が困難か否かの判定は、相続人ごとに行うこととされていますので、相続財産のうちに現預金が多額にあっても、物納を予定している相続人は遺産分割によって現預金を相続しないこととすれば、金銭納付困難事由に該当し、物納を成功させる可能性が高まります。

ウ 遺産分割によって相続財産の評価方法が異なる

はじめに

日本の相続税の課税方式は、「法定相続分課税による遺産取得課税方式」とされています。そのため、被相続人が所有していた財産を、相続人等がどのように取得したのかによって、相続財産の評価方法などが異なることになります。

一方、相続税の申告期限までに分割協議が調わなかった場合には、農地等についての相続税の納税猶予や、非上場株式等についての相続税の納税猶予などは適用を受けることができません。また、小規模宅地等の特例のうち、特定事業用宅地等については、被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継することが要件の一つとされていることから、相続税の申告期限後に遺産分割協議が調っても、特定事業用宅地等としての特例の適用を受けることができなくなることがあります。

それらのことから、相続発生後においても相続税の軽減は、遺産分割を工夫することによって可能となります。

例えば、配偶者の税額軽減の適用を受ける場合、配偶者が、何を、幾ら相続するかによって、今回の相続税の納税を軽減させることができます。しかし、配偶者が相続する金額によっては第二次相続の相続税が重くなることもあります。そのため、遺産分割に当たっては、第二次相続までの通算相続税の軽減を考慮したものであることが望ましいと考えます。一方、配偶者の老後生活の安定を重視した遺産分割も優先されるべきと考えます。

遺産分割の工夫によって相続税等の軽減を図るためにには、共同相続人において、仲良く遺産分割協議を行うことができることが前提となります。

そこで、第3章では、遺産分割による相続税等の軽減の具体例について、【設 例】などを用いて検証することとします。

【9】 配偶者居住権を取得することが有利な場合は

父が令和4年3月に死亡しました。相続人は母と長男（父母と別居で、持家に居住）です。父の財産は居住用不動産とその他の財産です。母が居住用不動産を相続すると、小規模宅地等の特例の適用を受けることができるので、相続税が軽減されると聞きました。

一方、母が配偶者居住権を取得すると、母の相続では配偶者居住権が消滅することから、配偶者居住権を母が取得することが有利だとアドバイスを受けました。

いずれの遺産分割が有利になりますか。なお、母は令和4年8月に死亡しました。

対 策

母が居住用不動産を相続すると、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を受けることができます。一方、配偶者居住権を取得すると、その敷地権（配偶者敷地利用権）に相当する部分について、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を受けることができ、かつ、配偶者が死亡すると配偶者居住権は消滅することになります。

以上のことから、配偶者がいずれの方法を選択するかは一定の前提条件を基に、慎重に判断しなければなりません。

解 説

配偶者が居住用不動産を相続する適用を受けることができます。

一方、配偶者が相続開始時に居住又は一定期間、配偶者にその使用する配偶者居住権は、遺言や遺產分割によって現預金を相続しないこととすれば、金銭納付困難事由に該当し、物納を成功させる可能性が高まります。

ウ 遺産分割によって相続財産の評価方法が異なる

【設 例】

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 相続人 母・長男（父母と別生計、持家に居住）
3. 父の相続財産と遺産分割

（単位：万円）

	母が配偶者居住権を取得(分割案1)		母が居住用不動産を相続(分割案2)	
	母	長男	母	長男
居住建物(注1)	600	400	1000	—
居住用敷地(注2)	3000	5000	8000	—
その他の財産	8400	6600	3000	12000

（注1）居住建物1000万円（うち、配偶者居住権600万円）

（注2）居住用敷地300m²、自用地評価額8000万円（うち、配偶者敷地利用権3000万円）

4. 母（令和4年8月死亡）固有の財産と遺産分割
現預金1億円（父から相続した財産を除く。）
5. 相続税の計算

（単位：万円）

	分割案1		分割案2	
	父の相続	母の相続	父の相続	母の相続
母	長男	長男	母	長男
居住建物	600	400	—	1000
居住用敷地	3000	5000	—	8000
小規模宅地等の特例(注)	△2400	—	—	△6400
その他の財産	8400	6600	8400	3000
母固有の財産	—	—	10000	—
課税価格	9600	12000	18400	5600
相続税の総額	3820	4220	2620	5660
各人の算出税額	1698	2122	4220	834
	1786	5660		

配 備
納 付
通 算

（注）・分割案1

$300m^2 \times (3000万円 + 8000万円) = 112.5m^2$ (特例対象面積：配偶者敷地利用権)

$8000万円 \times (112.5m^2 \div 300m^2) \times 80\% = 2400万円$ (小規模宅地等の特例減額)

・分割案2

$8000万円 \times 80\% = 6400万円$ (小規模宅地等の特例減額)

なお、母の相続の場合には、長男は別生計で持家に居住しているため、小規模宅地等の特例の適用を受けることはできない。

【設 例】の場合、分割案1の場合には、父の相続では、母が取得した敷地利用権分について小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。また、母が父から取得した配偶者居住権については、母の死亡と同時に消滅することから母の相続財産に加算されません。

分割案2の場合、母が相続した居住用不動産の敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例を適用することで長男の納付税額も少なくすることができます。

しかし、母の相続では、居住用不動産について長男は、小規模宅地等の特例の適用を受けることができないため、通算相続税は不利になります。